

エニタイムレンタカー 貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 株式会社エニタイムレンタカー (以下「当社」という) は、当社が提供するレンタカーサービス (以下「本サービス」という) に関し、会員契約を締結した会員 (以下「会員」という) に対し、当社車両 (以下「当社車両」という) を本約款および別途定める会員規約・料金表・ガイドラインに基づき貸渡すものとし、会員はこれを借受けるものとし、
- 本約款に定めのない事項については、会員規約・料金表等、関連する規定に準拠し、それらにも定めがない場合は法令または一般の慣習によります。
- 当社と会員との間で特別な契約 (以下「特約」という) を締結した場合は、その特約が本約款に優先するものとし、

第2条 (本サービス利用時の連絡等)

- 会員は、利用中に当社が連絡を必要とする場合に備え、会員および登録運転者の携帯電話番号または連絡先を登録し、変更がある場合は速やかに当社へ届け出るものとし、
- 会員は、当社がサービスの改善、管理、運用に必要な範囲で、利用状況等のデータを収集・分析することに同意します。
- 当社は、個人情報の取扱いについて、別途定めるプライバシーポリシーに基づき適切に管理します。

第2章 予約

第3条 (予約申込)

- 会員または登録運転者は、所定の方法 (アプリまたは Web 等) により、利用日時・ステーション・車種などの条件を指定して予約を行うものとし、
- 当社が予約を承認した時点で、貸渡契約の予約が成立します。
- 予約が他の会員と競合し、希望車両が利用できない場合、当社は一切の責任を負いません。

第4条 (予約の変更・取消)

- 会員または登録運転者は、当社所定の方法および期限内に限り、予約の変更または取消を行うことができます。
- 期限を過ぎた取消には、キャンセル料が発生することがあります。
- 当社都合による取消には、キャンセル料は発生しません。

第3章 貸渡

第5条 (貸渡条件)

会員は以下の事項を保証するものとし、

- 有効な運転免許証を保有していること
- 登録運転者以外には運転させないこと
- 法令および交通規則を遵守すること
- 飲酒・薬物・危険運転をしないこと
- 過去に重大な規約違反や事故歴がないこと

第6条 (貸渡契約の成立)

当社車両の利用開始手続 (Web アプリでの操作等) をもって、貸渡契約が成立します。

第7条 (貸渡拒否)

以下に該当する場合、貸渡契約の締結を拒否または取消することがあります：

- ・ 貸渡条件に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- ・ 車両に故障・事故・天災等が発生し貸渡が困難な場合
- ・ 通信障害・システム不具合等により運用が困難な場合

第4章 利用と料金

第8条 (利用料金)

1. 会員は、時間料金・距離料金・パック料金など、実際の利用に応じて発生した料金を支払うものとします。
2. 利用料金は料金表に定め、予約時および貸渡時に通知されます。

第9条 (支払)

- ・ 支払方法はクレジットカード決済を原則とします。
- ・ 支払が遅れた場合、年率14.6%の遅延損害金が発生します。

第5章 利用中の義務

第10条 (管理責任)

・ 会員および登録運転者は、善良なる管理者の注意義務をもって車両を利用・保管し、異常があれば直ちに報告するものとします。

第11条 (日常点検)

- ・ 利用前に、灯火類・ブレーキ・車体異常等を確認する責任があります。

第12条 (禁止行為)

以下の行為は禁止します：

- ・ 転貸・車両の改造・喫煙・ペット同乗・違法運転
- ・ 競技やテスト走行への使用
- ・ 他人への運転の委託
- ・ 海外への持ち出し

第6章 事故・違法行為

第13条 (事故・盗難)

- ・ 事故・盗難時は速やかに警察および当社に通報し、指示に従ってください。
- ・ 無断示談や修理は禁止します。

第14条 (駐車違反)

- ・ 会員は、駐車違反の反則金等を自己責任で処理するものとします。
- ・ 当社が代納した場合は、請求された金額を直ちに支払うものとします。

第7章 返還

第15条 (返還責任)

- ・ 返却は原則、借受ステーションに返還し、アプリを用いて手続を完了させます。
- ・ 指定場所以外での返却は、回収費用を請求することがあります。

第16条 (超過・損傷等)

- ・ 時間超過時は追加料金が発生します。
- ・ 損傷・汚損・遺留品等がある場合、実費を請求する場合があります。

第8章 補償・保険

第17条 (損害賠償)

1. 会員または登録運転者が当社車両の利用により、第三者または当社に損害を与えた場合は、当該損害について会員が賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 貸渡契約の履行に関して、当社の責に帰すべき事由により会員または登録運転者に損害が生じた場合、当社は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約におけ

る利用料金相当額を上限として責任を負うものとし、特別事情により生じた損害や逸失利益については賠償責任を負いません。

第 18 条（保険補償内容）

- ・ 対人補償：無制限（自賠責保険含む）
- ・ 対物補償：無制限（免責なし）
- ・ 車両補償：時価額まで補償

※ 保険対象外となる事項、契約違反行為については補償されません。

第 19 条（休業補償：ノンオペレーションチャージ）

- ・ 自走可能な場合：33,000 円（税込）
 - ・ 自走不可能な場合：55,000 円（税込）
1. 該当損害は過失の有無を問わず請求されます。
 2. NOC 適用の判断は当社が行います。
 3. 修理費・清掃費等は別途請求することがあります。

第 9 章 契約解除

第 20 条（契約解除）

・ 会員が本約款・会員規約に違反した場合、当社は契約を解除し、直ちに車両の返還を求めることができます。

第 10 章 雑則

第 21 条（消費税・遅延損害金）

- ・ 利用料金には消費税が別途加算されます。
- ・ 支払遅延時には、年率 14.6%の遅延損害金が発生します。

第 22 条（準拠法および裁判管轄）

・ 本約款は日本法に準拠し、紛争は旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

施行日

- ・ 本約款は 2024 年 11 月 1 日 より施行します。